訴えの取下げをしようとする者に戸籍謄本等の書類の提出を求めるのは，早期に附帯処分の申立ての取扱いを定めるためであるから，離婚等の訴えを提起した者と附帯処分の申立てをした者とが異なる場合に附帯処分の申立てをした者から戸籍謄本等の書類が提出されることも許容される（最高裁判所事務総局家庭局・前掲93頁）。

裁判所による当事者双方からの聴取の方法について，特段の定めはなく，相当と認める方法によれば足りる（最高裁判所事務総局家庭局・前掲93頁）。

2　土地管轄

(1) 原　則

ア　旧人事訴訟手続法と人事訴訟法における取扱い

人事に関する訴えは，当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属し（人訴4Ⅰ）（競合的専属管轄），合意管轄（民訴11）及び応訴管轄（民訴12）は認められない（高橋ほか・前掲ジュリ臨増1259号24・25頁）。

旧人事訴訟手続法では，婚姻事件については，第1順位として，夫婦の共通住所地を管轄する地方裁判所，第2順位として，第1順位がないときは，夫婦の最後の共通住所地の地方裁判所の管轄区域内に夫婦のいずれかが住所を有するときに同住所地を管轄する地方裁判所，第3順位として，第1順位及び第2順位がないときは，夫又は妻が普通裁判籍を有する地又は死亡の時にこれを有した地を管轄する地方裁判所が土地管轄裁判所と定められており，実親子関係訴訟については，実子が普通裁判籍を有する地又は死亡の時に普通裁判籍を有した地を管轄する地方裁判所が，養子縁組関係事件については，養親が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有していた地を管轄する地方裁判所が，それ

ぞれ土地管轄裁判所と定められていた（旧人訴 1 Ⅰ・27・24）。

人事訴訟法では，実親子関係訴訟及び養子縁組関係訴訟において，必ずしも当事者の一方の住所地等を基準とする合理性がないこと，婚姻関係訴訟において，国民の生活態様等の変化により，証拠の近接性という観点から夫婦の最後の共通住所地を絶対的な管轄原因として維持する合理性がなく，夫婦の住所地等について選択の余地を認める方が個々の事案において柔軟かつ弾力的であり，国民の利便性及び夫婦間の公平性により適合した取扱いが可能となること，第 2 順位の管轄原因を存置すると，例えば，配偶者からの暴力のために家を出て夫婦の共通住所地を管轄する裁判所の管轄区域内で配偶者から隠れて生活している被害者が，同じく家を出て当該管轄区域外で生活している配偶者を被告として離婚の訴えを提起する場合，被害者の住所地を管轄する裁判所に提起することになり，その際，管轄の有無を判断するために被害者の住所地を明らかにしなければならず，被害者による離婚の訴えの提起が事実上妨げられることから，身分関係の当事者の双方の普通裁判籍の所在地等を管轄の基準としたものである（小野瀬＝岡・前掲 28 頁，野田＝安倍・前掲 70 頁以下，高橋ほか・前掲ジュリ臨増 1259 号 25・26・35 頁）。

イ　身分関係の当事者

当該訴えに係る身分関係の当事者（身分関係の当事者であり，若しくはあったと主張し，又は主張されている者を含む。）の普通裁判籍であって，訴訟の当事者の普通裁判籍ではない。第三者が訴えを提起する離婚無効，養子縁組無効，親子関係不存在確認の訴訟等の場合，身分関係の当事者と訴訟の当事者とは一致しない。人事訴訟法 14 条の場合を訴訟担当であると解すれば，この場合も同様である（小野瀬＝岡・前掲 29 頁，野田＝安倍・前掲 73 頁）。

ウ　普通裁判籍

普通裁判籍は，住所，日本国内に住所がないとき又は住所が知れな

いときは居所により，日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる（民訴4Ⅱ）。住所は，人の生活の本拠（民22）であり，居所は，人の生活の本拠ではないが，多少の期間継続して居住する場所である。

エ　管轄裁判所が定まらないとき

人事訴訟法4条1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは，人事に関する訴えは，最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する（人訴4Ⅱ）とされ，同規則において同地は東京都千代田区とされている（人訴規2）から，東京家庭裁判所が専属管轄を有する。

オ　併合請求における管轄

数人からの又は数人に対する一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には，民事訴訟法38条前段に定める場合に限り，人事訴訟法4条の規定にかかわらず，人事訴訟法4条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができる（人訴5）。

旧人事訴訟手続法において，養子縁組事件に附帯して婚姻の取消し，離婚又は離婚の取消しの請求をする場合及び婚姻事件に附帯して養子縁組の取消し，離縁又は離縁の取消しの請求をする場合にのみ関連裁判籍を認めていた（旧人訴1Ⅰ・24）のを，数個の身分関係が民事訴訟法38条前段に規定する関係にある場合には，これを一括して審理することが身分関係の画一的・一回的解決に資するとして，関連裁判籍を認める場合を同関係にある場合に拡張したものである。

関連裁判籍を生ずる関係にある請求については，基本となる請求に係る訴えの管轄裁判所に競合的に管轄が生ずる。

「数人に対する一の人事に関する訴えで」とは，数人を被告とすべき一の人事に関する訴えでの趣旨であり，身分関係の当事者の一方が死亡

し，他方のみを被告とするときや身分関係の当事者の双方が死亡し，検察官を被告とするときも含む（オ全体につき，小野瀬＝岡・前掲 30～32 頁，野田＝安倍・前掲 76～78 頁，高橋ほか・前掲ジュリ臨増 1259 号 34・35 頁）。

(2) 移送等

ア　管轄違いによる移送と自庁処理

(ア) 原則（移送）

人事に関する訴えが前記(1)の規定によって管轄権を有する家庭裁判所以外の裁判所に提起された場合，同訴訟事件は，管轄違いとして，管轄を有する家庭裁判所に移送される（民訴 16 Ⅰ）。

(イ) 例外（自庁処理）

ただし，訴えを提起された家庭裁判所が人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても，当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法 257 条 1 項（旧家事審判法 18 条 1 項）の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであって，調停の経過，当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは，申立てにより又は職権で，当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる（人訴 6）。

a　趣　旨

調停事件は，原則として，相手方の住所地を管轄する家庭裁判所が管轄を有するが（家事手続 245，旧家審規 129 Ⅰ），調停手続中に相手方の住所が同家庭裁判所の管轄地域以外に移転した後に調停が不成立で終了する場合があり，また，当事者の合意によって双方の住所地を管轄する家庭裁判所以外の家庭裁判所において調停をすることもできる（家事手続 245 Ⅰ，旧家審規 129 Ⅰ）ことから，人事訴訟について管轄を有する家庭裁判所と当該人事訴訟に係る調停がなされた家庭裁判所が異なる事態が生じるところ，調停がなされた家庭裁判所において人事訴訟の審理及び裁判ができない事態は，当事者にとって手続が分かりにくく，利用しにく

〔算式〕

$$\frac{200\text{ 万円（妻の寄与）}}{400\text{ 万円(頭金）}+400\text{ 万円(同居中支払）}+200\text{ 万円(別居後支払)}}=0.2\text{（妻の寄与度）}$$

清算的財産分与＝ 1,000 万円（自宅の現在価値）× 0.2（妻の寄与度）

＝ 200 万円

（イ）自宅以外の清算的財産分与について

自宅以外の財産については，従前のとおり算定する。

〔算式〕

A＝妻の自宅以外資産 ＝ 200 万円（預貯金＋保険解約返戻金）

B＝夫の自宅以外資産 ＝ 300 万円（預貯金＋保険解約返戻金）

清算的財産分与＝（A＋B）× 1／2 －A

＝（200 万円＋300 万円）× 1／2 －200 万円

＝ 50 万円

5　扶養的財産分与

(1) 扶養的財産分与と補充性

離婚後の生活についての扶養という観点から決められる財産分与のことを扶養的財産分与ということが多い。実務上，扶養的財産分与は，清算的財産分与や慰謝料による給付を受領しても，なお離婚後の生活に困窮するような場合に，補充的に認められるものとされている（東京高判平 10・3・18 判時 1690・66 等）。したがって，清算的財産分与や慰謝料がある程度の金額に達する場合や，一定額の特有財産を有している場合などは，これにより離婚後の生活は一応確保できるとして，扶養的財産分与を認める必要はないとされることが多い。

(2) 扶養的財産分与と有責性

扶養的財産分与について有責性を考慮すべきか否かについて，有責

配偶者が相手方の場合，その有責性は，離婚後の扶養を求めるための要件とはならないが，これを財産分与額算定の考慮要素とした裁判例がある（東京地判昭60・3・19判時1189・68）。これに対し，有責配偶者が申立人の場合，その有責性については，見解が分かれるが，扶養的財産分与を否定した裁判例がある（岐阜家審昭57・9・14家月36・4・78）。

(3) 扶養の程度及び期間

扶養の程度は，一般的には，公的扶助や他の親族からの扶養なども考慮し，申立人が生計を維持できる程度の金額（最低生活費であり，通常，婚姻中の婚姻費用より低額となる。ただし，婚姻費用に準じた例もある。）とされ，扶養の期間は，自活するまでに必要な期間を基準として，婚姻期間，再婚可能性なども考慮されている。実務上，自活するまでに必要な期間としては，離婚後1年ないし3年程度とするケースが多い。

(4) 扶養的財産分与の考慮要素と算定方法

扶養的財産分与の具体的な算定においては，離婚時（判決であれば口頭弁論終結時）を基準として，①その時点の特有財産も含めた双方の資産，②負債，③双方の稼働能力等を比較し，申立人の扶養の必要性（高齢，病気等のために稼働が困難であることや自活するまでに準備期間，職業訓練等が必要であることなど）と相手方の扶養能力を検討し，適正な財産分与額を算定することになる。

(5) 扶養的財産分与の方法

扶養的財産分与の方法については，相手方に資力がある場合には現金による離婚時一括払とされ，一括払が無理な場合では，毎月一定額の定期金払にするケースが多い（東京高判平4・6・5判タ805・31等）。なお，扶養的財産分与として使用借権（名古屋高決平18・5・31家月59・2・134）や賃借権（名古屋高判平21・5・28判時2069・50）を設定した裁判例もある。

しかし，判例は，婚姻に先行する内縁関係の継続中に懐胎したのであれば，婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は，認知を待たずに当然に生来の嫡出子たる身分を取得するとし（大連判昭 15・1・23 民集 19・54），これを受けて戸籍実務も，そのような子を嫡出子として届け出ることを認め，さらに，戸籍管掌者が内縁関係先行の有無を審査することはできないので，内縁関係先行の有無を問わず，婚姻成立後に生まれた子である限り，嫡出子たる身分を有する者としての出生届が受理されることになっている（昭 15・4・8 民甲 432，昭 30・7・15 民甲 1487）。したがって，婚姻成立後 200 日以内に生まれた子も嫡出子たる身分を取得するが，前記のとおり嫡出の推定を受けるものではないため，「推定を受けない嫡出子」と呼ばれている。

推定を受けない嫡出子は，生来の嫡出子ではあるが嫡出の推定を受けるわけではないから，当該子との間の親子関係の存否は，嫡出否認の訴えによらず，親子関係不存在確認の訴えにより争うことができ，さらには，嫡出否認や親子関係不存在確認の判決を経て戸籍訂正をするまでもなく，真実の父に対する認知の訴えを提起できる。

(4) 生殖補助医療によって出生した子

人工授精等の生殖補助医療により出生した子の法的地位については様々な問題がある。

妻が生殖補助医療により受胎し分娩した子については，①生殖補助医療が配偶者間によるもの（夫の精子によるもの）である場合（ＡＩＨ）には，生殖補助医療によらないで出生した子と別異に取り扱う必要はなく，民法 772 条の定める要件を満たす限り，当該子は推定を受ける嫡出子として取り扱われ，親子関係の存否を争う方法は嫡出否認の訴えに限られる。そして，この場合，当該生殖補助医療に同意した夫は，他に特段の事情がないかぎり嫡出否認権を行使することができないと解される。

他方，②生殖補助医療が非配偶者間によるもの（夫以外の第三者の精子によるもの）である場合（ＡＩＤ）には見解の対立があるが，当該生殖補助医療が夫の同意の下に行われた場合には嫡出推定が及ぶとするのが多数説であり，この見解に立つ裁判例もある（東京高決平10・9・16家月51・3・165，判タ1014・245）。この見解によれば，配偶者間による生殖補助医療が行われた場合と同様に，当該子について親子関係の存否を争う方法は嫡出否認の訴えに限られ，夫は生殖補助医療に同意しているため否認権を行使することができないと解される。夫の同意なしに非配偶者間での生殖補助医療が行われた場合についても，形式的には民法772条の定める要件を満たす以上，同条の適用が排除される場合に該当するか否かの問題（前記(2)参照）であると捉えれば，外観説による限り，嫡出推定が及ぶことになると解され，夫は嫡出否認の訴えによって親子関係の存否を争うことになる。生殖補助医療によって出生した子の嫡出推定の有無について直接判断したものではないが，非配偶者間の生殖補助医療が夫の同意なしに行われたと認められる場合に夫からの嫡出否認の訴えを認めた裁判例として，大阪地裁平成10年12月18日判決（家月51・9・71，判時1696・118）がある。

以上のほか，死亡した男性の凍結保存精子を用いた人工生殖により女性が懐胎して出産した子（死後懐胎子）や，いわゆる代理出産による子を巡る親子関係なども問題となるが，現行法上は，死亡した男性と死後懐胎子との間に法的な親子関係の成立を認めることはできないし（最判平18・9・4家月58・12・44，判時1952・36），代理出産により生まれた子と，卵子を提供した女性との間の法的な母子関係やその女性の夫との間の嫡出親子関係の成立も認められない（最決平19・3・23家月59・7・72，判時1967・36）。

(5) 推定の重複

妻が再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定に違反して再婚して